

議案第16号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

広島県へ職員を派遣することに伴い、地域手当の支給地域及び級地に係る規定を整備するほか、市町村立学校の設置廃止等に伴い、へき地学校等の指定を改める必要がある。

2 改正内容

- (1) 地域手当の支給地域及び級地について、広島県内の市町（広島市及び安芸郡府中町を除く）を6級地とすることとする。（別表第10の7関係）
- (2) 市町村立学校の設置廃止等に伴い、へき地学校、へき地学校に準ずる学校及び特別の地域に所在する学校の指定を改めることとする。（別表第13、別表13の3及び別表第13の5関係）

3 施行期日

この規則は、平成25年4月1日から施行することとする。

議案第十六号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十の七に次のように加える。

広島県内の市町（広島市及び安芸郡府中町を除く。）	六級地
--------------------------	-----

別表第十三の一級地（昭和四十七年五月一日指定）の項を削る。

別表第十三の三に次のように加える。

平成二十五年四月一日指定	鳥海小学校	由利本荘市
	鳥海中学校	〃

別表第十三の五の平成二十二年四月一日指定の部鳥海中学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十八日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

広島県へ職員を派遣することに伴い、地域手当の支給地域及び級地に係る規定を整備するほか、市町村立学校の設置廃止等に伴い、へき地学校等の指定を改める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新

旧

別表第十の七（第五十七条の六関係）

支給地域	級地
広島県安芸郡府中町	五級地
広島県内の市町（広島市及び安芸郡府中町を除く）	六級地

別表第十三（第五十九条関係）

略	一級地 （平成二年一月一日指定）	級地区分 （指定年月日）	学校等の名称	所在地
略			上川大内小学校	由利本荘市
略				

別表第十の七（第五十七条の六関係）

支給地域	級地
広島県安芸郡府中町	五級地

別表第十三（第五十九条関係）

略	一級地 （平成二年一月一日指定）	一級地 （昭和四十七年五月一日指定）	級地区分 （指定年月日）	学校等の名称	所在地
略		笹子小学校		直根小学校	由利本荘市
略		上川大内小学校		由利本荘市	由利本荘市

別表第十三の三（第五十九条の二関係）

略	指定年月日	略	学校等の名称	所在地
略	平成二十三年四月一日指定	略	東由利小学校	由利本荘市
略	平成二十五年四月一日指定	略	鳥海小学校	由利本荘市
略	略	略	鳥海中学校	川

別表第十三の五（第五十九条の三関係）

略	指定年月日	略	学校等の名称	所在地
略	平成二十二年四月一日指定	略	常盤中学校	能代市
略	略	略	須川中学校	湯沢市

別表第十三の三（第五十九条の二関係）

略	指定年月日	略	学校等の名称	所在地
略	平成二十三年四月一日指定	略	東由利小学校	由利本荘市

別表第十三の五（第五十九条の三関係）

略	指定年月日	略	学校等の名称	所在地
略	平成二十二年四月一日指定	略	常盤中学校	能代市
略	略	略	鳥海中学校	由利本荘市
略	略	略	須川中学校	湯沢市